

長期総合計画基本構想案に対する意見募集

▼問い合わせ 企画グループ ☎079(435)0356 FAX079(435)0609
メールアドレス kikaku@town.hainai.jp

播磨町では、平成23年度からの長期総合計画策定に向けて住民意識調査や団体ヒアリングを実施するとともに、公募住民委員によるまちづくり検討会など開催し、播磨町の課題や解決に向けた方策を住民視点から検討していただき

また、職員による検討組織として、総合計画策定委員会、専門部会を設置し、これらアンケート調査の結果やまちづくり検討会の提言書などを検証し、総合計画基本構想素案を作成し、学識経験者や各種団体の構成員、公募委員から

なる長期総合計画審議会で検討いただき、出された意見の反映を行ってきているところ

総合計画は、10年間の播磨町におけるまちづくり基本方針を決める最も重要な計画の一つです。計画段階で住民の皆さんと情報の共有を行うと

ともに、住民の皆さんのご意見をお聞きし、その意見を考慮して計画づくりを行う必要があることから、次の通り意見募集を行います。播磨町を魅力ある住みよいまちとするために、皆さんのご意見をぜひお聞かせください。

まちづくり検討会での発表の様子

― 目指すべき 播磨町の将来像について ―

まちづくり検討会では、播磨町のよいところ、悪いところからまちの課題とその解決策について話し合いを行い、住民と行政が協働でまちづくりを進めていくためのキャッチコピーを2つのグループで2点の提案をしました。

- ①《次世代のために》
- ②《お互いに響きあうまちづくり》

キャッチコピー①については、将来的なまちの姿である「みんなが生活しやすい社会」「まちのよさを活かす」「あったかさを感じるまち」「まちのためがじぶんのため」など、様々な将来像が話される中で、すべての要素が大事であり、ひとつに決めることができませんでした。しかし、安心・安全の取り組みや若いリーダーの育成など、将来を見据えて次世代へとつなげていく取り組みが必要であるといったことでは、意見は一致したため、《次世代のために》としてまとめました。

キャッチコピー②は、住民と行政が協力して、まちづくりを進めていくための方針や住民と行政の関係を表しています。この言葉は、まちづくりについて住民協働・参画のしくみが必要であり、住民と行政それぞれが役割を担い、連携していかなければならないといった話し合いの中から生まれています。



意見募集



意見箱

基本構想案については、町ホームページに掲載するほか、各施設に置いてあります。

▼締め切り 1月15日(金)

▼応募資格 播磨町に在住、在学・在勤の方

▼提出方法 メール、FAX

を企画グループまで送信していただくか、中央公民館、各コミセンに設置した意見箱へ投函してください。 ※いただいたご意見は審議会

― 長期総合計画とは ―

総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3つに分かれています。この度、意見の募集を行うのは、基本構想の部分です。

①基本構想 社会情勢の変化や播磨町におけるまちづくりの課題を踏まえ、長期的な視点でこれから町が目指すべき将来像や施策の方向性を定めるもので、平成23年度からの10年間の計画になります。

②基本計画 基本構想に掲げる将来像を実現するための施策を具体化し、各分野にわたって特に取り組むべき諸施策の方針と具体的内容を住民、NPO、ボランティア、事業者などの地域の活動主体の役割、行政の責務を総合的、体系的に明らかにするものです。計画期間は、10年間としますが、社会経済環境の変化などに対応できるように、5年で見直しを行います。

③実施計画 基本計画に掲げる政策を実現するための具体的な事務事業を明らかにするものです。計画期間は3年間とし、毎年度見直しを行います。



扶養親族等申告書の提出をお忘れなく

▼問い合わせ

加古川年金事務所 ☎079(427)4740

老齢年金など(老齢または退職を支給事由とする年金)には、所得税法上、所得税がかかります(障害年金や遺族年金には税金はかかりません)。所得税は受け取る年金から源泉徴収されますが、源泉徴収の対象となるのは年金額が158万円以上の方のみです(65歳未満の方は108万円以上)。

所得税には、納税者の税を負担する能力に応じた課税を行うために各種の控除が設けられています。公的年金などに係る源泉徴収の際はこの控除を受けるためには、あらかじめ「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書(ハガキ)」(以下、「扶養親族等申告書」といいます)を社会保険庁に提出しなければなりません。

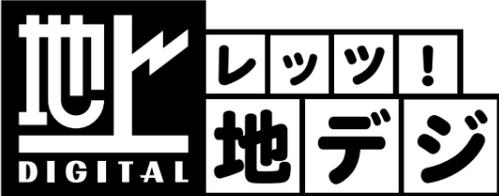
この扶養親族等申告書は、毎年10月下旬に社会保険業務センターから対象となる年金受給者の方に送付されますので、必要事項を記入の上、社会保険業務センターにすみや

かに返送してください。

また、扶養親族等申告書が届かない場合や、失くしてしまった場合などには、社会保険庁ホームページをご覧ください。ドすることができず、お近くの社会保険事務所、または「ねんきんダイヤル」(☎0570(05)1165)にお問い合わせください。

扶養親族等申告書は、所得税の控除を受けるための大切な届書です。申告書が提出されない、控除申告がないものとして扱われてしまいますので、忘れずに提出してください。

年金のこと
もっと詳しく知りたい方は
社会保険庁のホームページも
ご利用ください。
<http://www.sia.go.jp/>



地上デジタル放送に関するお問い合わせ先

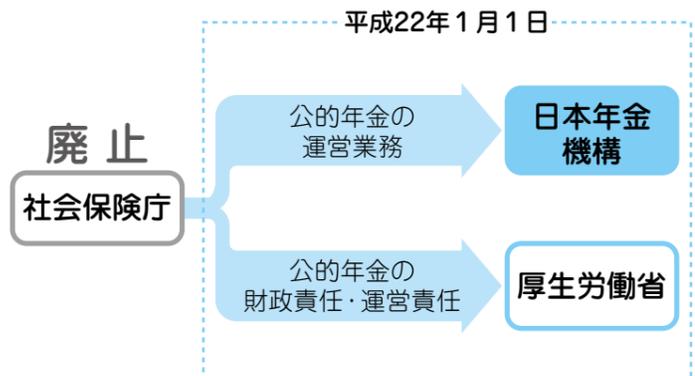
総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター、または総務省近畿総合通信局放送課へお問い合わせください。

- ▶お問い合わせ
- 総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター ☎0570(07)0101 ※受付時間は、午前9時～午後9時、土、日曜日・祝日は午後6時までです。
- 総務省近畿総合通信局放送課 ☎06(6942)0820 ※受付時間は、平日午前8時30分～午後5時15分 ホームページ <http://www.ktab.go.jp/2011>

「日本年金機構」が1月1日からスタート！

～社会保険庁が廃止され、新たに「日本年金機構」がスタートします～

- 国民の皆様の信頼に応え、一層のサービス向上の実現を目指し、社会保険庁は組織・人員を一新し、「日本年金機構」として生まれ変わります。
- 現在あるお近くの社会保険事務所は、新たに「年金事務所」と名称が変わりますが、年金相談などの窓口として引き続きご利用いただけます。



▶問い合わせ 加古川年金事務所(12月31日まで加古川社会保険事務所) ☎079(427)4740
もっと詳しく知りたい方は、社会保険庁のホームページもご利用ください。
<http://www.sia.go.jp/>